

東庄町脱炭素化のための住宅用設備等設置補助金交付要綱

令和4年4月1日

告示第39号

東庄町住宅用省エネルギー設備設置補助金交付要綱（平成26年東庄町告示第4号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 町長は、家庭における地球温暖化対策の推進に加えて電力の強靱化を図るため、住宅用設備等を導入する者に対し、予算の範囲内において、東庄町補助金等交付規則（昭和40年東庄町規則第5号）及びこの告示に基づき東庄町脱炭素化のための住宅用設備等設置補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。

（補助金の交付対象）

第2条 この告示において、補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次条に定める町内の住宅（店舗・事務所等の併用住宅含む。以下同じ。）に次の各号に掲げる未使用の住宅用設備等（以下「補助対象設備」という。）を各法令に準拠し導入する事業とする。

- （1） 太陽光発電システム
- （2） 家庭用燃料電池システム（エネファーム）
- （3） 定置用リチウムイオン蓄電システム
- （4） エネルギー管理システム（HEMS）
- （5） 電気自動車
- （6） プラグインハイブリッド自動車
- （7） V2H充放電設備

2 補助対象設備の要件は、別表第1のとおりとする。

（補助対象設備を導入する住宅）

第3条 補助対象設備を導入する住宅は、別表第2の補助対象設備ごとの要件を満たすものとする。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、補助金の交付を申請する年度

内に補助事業を実施し、かつ別表第3の共通要件及び別表第4の補助対象設備ごとの要件を満たす者とする。

(補助対象経費と補助金の額)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業を実施する者が負担した設置費等のうち別表第5に示すものとし、補助金の額は別表第6のとおりとする。

2 前項の補助対象経費の算出に当たっては、消費税及び地方消費税相当額を控除するものとし、設置費等に国及びその他団体からの補助を充当する場合は、さらに当該補助金の額を控除した額とする。

3 各補助対象設備とも補助対象経費の額を上限とし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

4 補助金は、家庭用燃料電池システム（エネファーム）及び定置用リチウムイオン蓄電システムにあつては、一の住宅に1回（個人による集合住宅の専有部分において利用する設備の設置にあつては1戸に限り1回）に限り交付する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にはこの限りでない。

(1) 過去に補助金の交付を受けた者と異なる世帯を構成する者が設備を設置する場合

(2) 過去に補助金の交付を受けて設置した設備について、別に定める期間を経過し、交換又は増設する場合

5 太陽光発電システム、エネルギー管理システム（HEMS）又はV2H充放電設備の補助金にあつては、一の住宅に1回（個人による集合住宅の専有部分において利用する設備の設置にあつては1戸に限り1回）に限り交付する。ただし、過去に補助金の交付を受けた者と異なる世帯を構成する者が設備を設置する場合にはこの限りではない。

6 EV及びPHVに係る補助金にあつては、導入する住宅において、補助対象設備の種類ごとに申請者ひとりに付き1回に限り交付する。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業に着手する前、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車にあつては導入する前に、東庄町脱炭素化

のための住宅用設備等設置補助金交付申請書（様式第1号）に、別表第7及び別表第8に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- 2 前項に定める補助事業の着手は、補助事業を実施する者が居住の用に供するために、未使用の家庭用燃料電池システム（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電システム又はV2H充放電設備が住宅を販売する事業者等により予め設置された住宅を取得する場合にあっては当該住宅の引き渡しとし、その他の場合にあっては、補助事業に係る工事の着手とする。

（交付等の決定）

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査して補助金交付の可否を決定し、その結果を東庄町脱炭素化のための住宅用設備等設置補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

（変更の申請）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、第6条の申請書に記載した事項を変更しようとするときは、速やかに東庄町脱炭素化のための住宅用設備等設置補助金変更申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項に規定する変更の申請書があったときは、速やかにその内容を審査し、東庄町脱炭素化のための住宅用設備等設置補助金変更承認（不承認）通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象設備の導入を中止しようとするときは、東庄町脱炭素化のための住宅用設備等設置補助金交付申請取下げ書（様式第5号）を速やかに町長に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 補助金の交付を受けた者は、補助事業完了の日から30日以内又は当該年度の2月末日（同日が閉庁日の場合は、翌日以降の最初の開庁日）のいずれか早い日までに、東庄町脱炭素化のための住宅用設備等設置補助金実績報告書（様式第6号）に別表第9及び別表第10に掲げる書類を添付して町長に提

出しなければならない。

(補助金額の確定)

第11条 町長は、前条の規定による報告書が提出されたときは、必要に応じ現地調査を行うなどその内容を審査し、適正と認めるときは補助金の額を確定し、東庄町脱炭素化のための住宅用設備等設置補助金交付額確定通知書(様式第7号)により、当該報告書を提出した者に通知するものとする。

(交付の請求)

第12条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた者は、その通知を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月10日(同日が閉庁日の場合は、翌日以降の最初の開庁日)のいずれか早い日までに、東庄町脱炭素化のための住宅用設備等設置補助金交付請求書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

(財産の管理)

第13条 この告示に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(処分の制限)

第14条 この告示に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、町長が指定する期間(以下「財産処分制限期間」という。)は、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。ただし、東庄町脱炭素化のための住宅用設備等設置補助金処分承認申請書(様式第9号)により町長の承認を得た場合はこの限りでない。

2 前項で規定する財産処分制限期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を勘案して、別表第11のとおりとする。

3 町長は、第1項による承認申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、申請された事項を承認又は不承認とするときは、東庄町脱炭素化のた

めの住宅用設備等設置補助金処分承認（不承認）通知書（様式第10号）により、当該申請者に通知するものとする。

4 補助金の交付を受けた者は、前項の規定による承認通知を受けた場合において財産処分制限期間の満了日までの月数（1か月未満の期間は参入しない。）の割合に相当する補助金額（1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。）を返還しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、当該処分が天災、本人の責めに帰さない事故その他のやむを得ない事由による場合において、町長は返還すべき補助金額の全部又は一部を免除することができる。

（交付決定の取消し等）

第15条 町長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

（2） この告示に違反したとき。

（3） 第9条に規定する取下げの申請があったとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、東庄町脱炭素化のための住宅用設備等設置補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により、その者に通知するものとする。

（補助金の返還命令）

第16条 町長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該補助金を交付しているときは、その者に対し期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

（協力の義務）

第17条 この告示に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、町長から事業効果等に関する資料の提供を求められたときは、これに協力しなければならない。

（その他）

第18条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町

長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行し、令和3年9月1日以降の契約に係る補助対象設備から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現に交付している東庄町住宅用省エネルギー設備設置補助金については、なお従前の例による。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和4年7月1日から適用する。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年5月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係） 補助対象設備の要件

補助対象設備の種類	補助対象設備の要件
太陽光発電システム	太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であって、設置された住宅において電気が消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるもののうち、以下の要件を満たすもの。 (1) 住宅用の低圧配電線と逆潮流有りで連系するものであること。 (2) 太陽電池の出力状況等により、起動及び停止等に関して全自動運転を行うものであること。

	<p>(3) 太陽電池モジュールが、次のいずれかの規格等に適合していること。</p> <p>ア 国際電気標準会議の規格又は日本工業規格に適合しているものであること。</p> <p>イ 一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているものであること。</p> <p>ウ 一般社団法人太陽光発電協会 JPEA代行申請センターにおいて設備認定に係る型式登録がされているものであること。</p> <p>(4) 対象設備を構成する太陽電池の公称最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力のいずれか小さい方（複数のパワーコンディショナーを設置する場合、系列ごとに当該値を合計した数値）が10キロワット未満であること。なお、既存設備の出力を増加する目的で設備を設置する場合は既存設備分を含めた増設後の設備が上記の要件を満たすこと。</p>
<p>家庭用燃料電池システム（エネファーム）</p>	<p>燃料電池ユニット及び貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガスなどから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもののうち、一般社団法人燃料電池普及促進協会の機器登録を受けているものであること。ただし、停電時自立運転機能を有するものに限る。</p>
<p>定置用リチウムイオン蓄電システム</p>	<p>リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）及びインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるもののうち、国が令和6年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として一般社団法人環境</p>

	共創イニシアチブにより登録されているものであること。
エネルギー管理システム（HEMS）	住宅全体の電力使用量などを自動で実測し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、機器の電力使用量などを調整する制御機能を有するもののうち、機器の制御に係る装置（コントローラ等）が一般社団法人エコネットコンソーシアムの定めるECHONET Lite規格の認証を取得しているものであること。
電気自動車	<p>電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「電気」と記載されているもののうち、以下の要件を満たすもの。</p> <p>(1) 申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。</p> <p>(2) 自動車検査証の使用の本拠の位置が、町内の住所であること。</p> <p>(3) 自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。</p> <p>(4) 国が令和6年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている電気自動車であること。</p>
プラグインハイブリッド自動車	電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ、外部からの充電が可能な自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「ガソリン・電気」又は「軽油・電気」と記載されているもののうち、以下の要件を満たすもの。ただし、自動車検査証の用途が「乗用」、

	<p>自家用・事業者の別が「自家用」と記載されている4輪のものに限る。</p> <p>(1) 申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。</p> <p>(2) 自動車検査証の使用の本拠の位置が、町内の住所であること。</p> <p>(3) 自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。</p> <p>(4) 国が令和6年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているプラグインハイブリッド自動車であること。</p>
V2H充放電設備	<p>電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）と住宅の間で相互に電気を供給できる設備のうち、国が令和6年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。</p>

別表第2（第3条関係） 補助対象設備を導入する住宅の要件

補助対象設備の種類	補助対象設備を導入する住宅の要件
太陽光発電システム	<p>次の各項のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する町内に所在する住宅。</p> <p>イ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために町内に新築する住宅。</p> <p>ウ 補助事業を実施する者の居住の用に供するために取得する、未使用の設備が住宅を販売する事業者等により、予め設置された町内に所在する住宅。</p> <p>エ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住</p>

	する町内に所在する住宅。
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	<p>次の各項のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する町内に所在する住宅。</p> <p>イ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために町内に新築する住宅。</p> <p>ウ 補助事業を実施する者の居住の用に供するために取得する、未使用の設備が住宅を販売する事業者等により、予め設置された町内に所在する住宅。</p> <p>エ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する町内に所在する住宅。</p>
定置用リチウムイオン蓄電システム	<p>(1) 町への実績報告の日までに太陽光発電システム（太陽電池を利用して電気を発生させるための定置型の設備であって、設置された住宅において電気が消費されるものをいう。以下同じ。）が設置されていること。</p> <p>なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。</p> <p>(2) 次の各項のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する町内に所在する住宅。</p> <p>イ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために町内に新築する住宅。</p> <p>ウ 補助事業を実施する者の居住の用に供するために取得する、未使用の設備が住宅を販売する事業者等により、予め設置された町内に所在する住宅。</p> <p>エ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する町内に所在する住宅。</p>
エネルギー管理システム（HEMS）	<p>次の各項のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する町内</p>

	<p>に所在する住宅。</p> <p>イ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために町内に新築する住宅。</p> <p>ウ 補助事業を実施する者の居住の用に供するために取得する、未使用の設備が住宅を販売する事業者等により、予め設置された町内に所在する住宅。</p> <p>エ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する町内に所在する住宅。</p>
電気自動車、プラグインハイブリッド自動車	<p>(1) 町への実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、発電した電気を電気自動車等に充電できること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。</p> <p>(2) 町への実績報告の日までに補助事業を実施する者自らが居住する町内に所在する住宅であること。</p> <p>(3) 別表6において、住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、町への実績報告の日までにV2H充放電設備を設置していること。なお、V2H充放電設備は、新設・既設を問わない。</p>
V2H充放電設備	<p>(1) 町への実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、かつ、電気自動車等が設置されていること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。また、電気自動車等は新規導入・導入済みを問わない。</p> <p>(2) 次の各項のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する町内に所在する住宅。</p> <p>イ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために町内に新築する住宅。</p>

	<p>ウ 補助事業を実施する者の居住の用に供するために取得する、未使用の設備が住宅を販売する事業者等により、予め設置された町内に所在する住宅。</p> <p>エ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する町内に所在する住宅。</p>
--	--

別表第3（第4条関係） 補助対象者の要件（共通として必要となるもの）

補助対象設備の種類	補助対象者の要件
第2条第1項に掲げるすべての補助対象設備	<p>(1) 町内に住所を有する個人であること。（実績報告の日までに、町内に居住し住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき登録されている者を含む。）</p> <p>(2) 補助金の交付を受けることができる者は、補助金の交付を申請する年度内に補助事業を実施し、かつ、次の要件を満たす者とする。ただし、東庄町暴力団排除条例（平成24年東庄町条例第1号）第2条に規定する暴力団員を除く。</p> <p>ア 自ら又は自らと同一の世帯を構成する者の全員が町税を滞納していないこと。</p> <p>イ 設備の設備費等を負担し、設備等を所有すること。（所有権留保付きローン（残価設定型の契約を含む。）で購入し、所有者が販売店又はファイナンス会社等である場合及びリースにより導入し、所有者がリース事業者等である場合を含む。）</p> <p>ウ 補助対象設備の導入をリースで行う場合には、設置者とリース事業者が共同で補助事業を行うものとする。また、リース事業者は、リースを受ける者から領収する月額リース料金を減額する形で補助金相当分を還元するものとする。</p> <p>なお、リース契約については、次のいずれかを満</p>

	<p>たすことを要件とする。</p> <p>(ア) リース期間が第14条第2項に規定する財産処分制限期間以上の契約となっていること。</p> <p>(イ) (ア) を満たさない場合は、リース期間終了後に設置者が補助対象設備を購入する契約となっていること。</p>
--	---

別表第4（第4条関係） 補助対象者の要件（補助対象設備ごとの要件）

補助対象設備の種類	補助対象者の要件
太陽光発電システム	<p>(1) 補助対象設備を設置する住宅が、第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する住宅である場合は、すべての所有者から補助事業の実施について同意を得ていること。</p> <p>(2) 住宅用太陽光発電設備を導入する場合は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）の規定により、電気事業者と当該設備により発電した電気に係る特定契約を締結すること。</p>
家庭用燃料電池システム（エネファーム）、エネルギー管理システム（HEMS）、V2H充放電設備	<p>(1) 補助対象設備を設置する住宅が、第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する住宅である場合は、すべての所有者から補助事業の実施について同意を得ていること。</p> <p>(2) 補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備の同種の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、東庄町住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付要綱又はこの告示に基づく補助を受けていないこと。</p>
定置用リチウムイオン蓄電システム	<p>(1) 補助対象設備を設置する住宅が、第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する住宅である場合は、すべての所有者から補助事業の実施について</p>

	<p>同意を得ていること。</p> <p>(2) 補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備の同種の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、東庄町住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付要綱又はこの告示に基づく補助を受けていないこと。</p> <p>※定置用リチウムイオン蓄電システムの設置者は、県の他の同種の補助金の交付を重複して受けていないこと。</p>
電気自動車、プラグインハイブリッド自動車	<p>(1) 補助対象設備を導入する住宅において、導入する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、申請者が東庄町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱に基づく補助を受けていないこと。</p>

別表第5（第5条関係） 補助対象者経費

補助対象設備の種類	補助対象経費
太陽光発電システム	太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナー（インバータ・保護装置）、その他付属機器（計測・表示装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器等）の購入費、工事費（据付・配線工事等）
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	設備本体（燃料電池ユニット、貯湯ユニット等）及び付属品（給湯器、リモコン等）の購入費、工事費（据付・配線・配管工事等）
定置用リチウムイオン蓄電システム	設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等）及び付属品（計測・表示装置、キュービクル等）の購入費、工事費（据付・配線工事等）
エネルギー管理システム（HEMS）	データ集約機器（計測結果を集約し、記録に係るサーバ等の装置等）、通信装置（ゲートウェイ装置、通信アダプタ等）、制御装置（機器の制御に係るコントローラ等）、モニター装置（独自端末等）、計測装置（電力使用量の

	計測に係る電力量センサ、電流計、タップ型電力量計、計測機能付分電盤等)の購入費、工事費(据付・配線工事、セットアップ等)
電気自動車	電気自動車本体の購入費
プラグインハイブリッド自動車	プラグインハイブリッド自動車本体の購入費
V2H充放電設備	V2H充放電設備本体の購入費

別表第6 (第5条関係) 補助金の額

補助対象設備の種類	補助金の額
太陽光発電システム	単価40,000円/kW (上限80,000円) ※太陽光発電システムにあつては、太陽電池の公称最大出力(小数点第3位を四捨五入)に1キロワットあたりの単価を乗じた額とする。
家庭用燃料電池システム(エネファーム)	停電時自立運転機能あり 上限200,000円
定置用リチウムイオン蓄電システム	上限140,000円
エネルギー管理システム(HEMS)	上限10,000円
電気自動車・プラグインハイブリッド自動車	住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合 上限300,000円 住宅用太陽光発電設備を併設する場合 上限200,000円
V2H充放電設備	補助対象経費×1/10 (上限250,000円)

別表第7 (第6条関係) 交付申請証の添付書類(共通して必要なるもの)

補助対象設備の種類	交付申請書の添付書類
第2条第1項に掲げるすべての補助対象設備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 補助対象設備の概要（別記様式第1号別紙1） (2) 補助対象設備の設置等に係る経費の内訳が記載された契約書又は注文書等の写し（補助対象設備の導入をリースで行う場合にあっては、リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できる書類及びリース契約書の写し） (3) 貸与料金の算定根拠明細書（別記様式第1号別紙2）（補助対象設備をリースで行う場合に限り必要） (4) 導入する住宅の位置図 (5) 世帯全員の町税の納税証明書 (6) 法人に係る登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）（補助事業を実施する者が法人である場合に限り必要） (7) その他町長が必要と認める書類

別表第8（第6条関係） 交付申請書の添付書類（補助対象設備ごとに必要なるもの）

補助対象設備の種類	交付申請書の添付書類
太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電システム、HEMS（エネルギー管理システム）、V2H充放電設備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等の写し） (2) 補助対象設備の設置予定図面 (3) 補助対象設備の設置工事着工前の現況写真
電気自動車、プラグインハイブリッド自動車	補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写し

別表第9（第10条関係） 実績報告書の添付書類（共通して必要となるもの）

補助対象設備の種類	実績報告書の添付書類
第2条第1項の掲げるすべての補助対象設備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 補助対象設備の概要（別記様式第6号別紙） (2) 補助対象設備の設備費等の支払いを証する書類・内訳書の写し（補助対象設備をリースで行う場合は不要） (3) 住民票の写し（補助事業を実施する者が個人である場合に限り必要。） (4) その他町長が必要と認める書類

別表第10（第10条関係） 実績報告書の添付書類（補助対象設備ごとに必要となるもの）

補助対象設備の種類	実績報告書の添付書類
太陽光発電システム	<ul style="list-style-type: none"> (1) 補助対象設備の設置状況が確認できる書類 (2) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し (3) 補助対象設備が太陽光発電システムの場合は、電気事業者との特定契約締結を証する書類
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 補助対象設備の設置状況が確認できる書類 (2) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し
定置用リチウムイオン蓄電システム	<ul style="list-style-type: none"> (1) 補助対象設備の設置状況が確認できる書類 (2) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し (3) 補助対象設備を設置する住宅が別表2「定置用リチウムイオン蓄電システム」の（1）に掲げる要件を満たすことを証する書類
エネルギー管理システム（HEMS）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 補助対象設備の設置状況が確認できる書類 (2) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し

電気自動車・プラグインハイブリッド自動車	<p>(1) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真（保管場所において撮影した写真）</p> <p>(2) 補助対象設備を購入する者が居住する住宅が別表2「電気自動車、プラグインハイブリッド自動車」の(1)に掲げる要件を満たすことを証する書類</p> <p>(3) 自動車検査証記録事項の写し</p> <p>(4) 別表6において、太陽光発電システム及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、V2H充放電設備を設置していることを証する書類</p>
V2H充放電設備	<p>(1) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真</p> <p>(2) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し</p> <p>(3) 補助対象設備を設置する住宅が別表2「V2H充放電設備」の(1)に掲げる要件を満たすことを証する書類</p>

別表第11（第14条関係） 財産処分制限期間

補助対象設備の種類	財産処分制限期間
太陽光発電システム	17年
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	6年
定置用リチウムイオン蓄電システム	6年
エネルギー管理システム（HEMS）	5年
電気自動車・プラグインハイブリッド自動車	4年
V2H充放電設備	5年

